

第2号議案

| | |
|--------------|--|
| <p>件名</p> | <p>学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について</p> |
| <p>提案理由等</p> | <p>不妊治療に係る特別休暇の付与日数を増やすため、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則に関して、所要の改正を行うものである。</p> |

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について
教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

不妊治療に係る特別休暇の付与日数を増やすため、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則に関して、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 休暇の付与日数

・改正前

一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあつては10日）の範囲内の期間

・改正後

一の年度において10日の範囲内の期間

3 施行期日

令和5年4月1日

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において<u>10日</u></p> <p>_____の範囲内の期間</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、<u>10日</u>）の範囲内の期間</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)